

第14号様式(第8条関係)
(その1)

会計	繰越	決算	帳記		
㊦	㊦	㊦	㊦		

令和 3 年分 収 支 報 告 書

(ふ り が な) とくしげまさゆきとうほくちほうほんぶこうえんかい

1 政治団体の名称 徳茂雅之東北地方本部後援会

2 主たる事務所の所在地 宮城県仙台市青葉区錦町1-12-15
東北地方郵便局長会館内

3 代表者の氏名 高島 貞邦

4 会計責任者の氏名 志賀 祥一

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別) ()	
資金管理団体の届 出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類 (現職・候補者の別) ()	
公職の候補者の氏名(2人目) ()	
公職の種類 (現職・候補者の別) ()	
公職の候補者の氏名(3人目) ()	
公職の種類 (現職・候補者の別) ()	

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間	
平成 年 月 日 から	
平成 年 月 日 まで	

(注) ※本年の収入及び支出がともに、「0(ゼロ)円」で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、(その1)(その2)(その17)(その20)の4枚のみ必要となります。

※国会議員関係政治団体は、右側の「国会議員関係政治団体の区分、公職の候補者等の氏名」等の欄を記入願います。

※「資金管理団体の指定の期間」、「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」は年間を通して指定又は適用されていた場合は、記入は不要です。

※この欄は、記入不要です。

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	照合	修正
印	04/02/02	03	316860			

受付印
収受
4.2.-2
宮城県選挙管理委員会

1739

316860

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	0 ^円
(前 年 か ら の 繰 越 額) -----	0
(本 年 の 収 入 額) -----	0
支 出 総 額 -----	0
翌 年 へ の 繰 越 額 -----	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	0 ^円
員 数 -----	0 ^人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0 ^円	0
(うち 特 定 寄 附)	0	0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	0
イ 政党匿名寄附	0	0
合 計 (ア + イ)	0	0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※各項目別区分の「有無」について、□にチェックをしてください。有にチェックした場合は、(その18)に項目別区分ごとに記載してください。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 〇 月 〇 日

政治団体の名称 徳茂雅之東北地方本部後援会

会計責任者の氏名

志賀 祥一



代表者の氏名

（解散時のみ記入すること）



※解散等の場合は、会計責任者と代表者の記名押印又は署名が必要です。（解散時以外は、代表者の記名押印又は署名の必要はありません。）

※「監査意見書」は、「政党の本部」、「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体」は、不要です。

※「国会議員関係政治団体」は「政治資金監査報告書」を提出する必要があります。